

自由討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト作業部会第5回においてとりまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について自由討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

1 我が国の法制に与える影響

- 草案は、判決の承認及び執行に関し、間接管轄について個別具体的な規定を設けるなどするものであるが、我が国の法制(民事訴訟法第118条等)にどのような影響を与えると考えられるか。どのような点に特に留意して検討すべきか。

2 条約の適用範囲(草案1条及び2条)

- 草案1条及び2条は、条約の適用範囲を定めるものであるが、他の条約及び国内法制等に照らし、その範囲は適切であるといえるか(特に、草案2条1(f)、(g)、(k)が問題となりうると考えられる。)

3 契約上の債務の履行地等(草案5条1(e))

- 草案5条1(e)は、契約上の債務の履行地等に関する間接管轄の要件を定めるものであるが、この点に関する直接管轄を定めた民事訴訟法第3条の3第1号と異なり、当事者が準拠法を選択していない場合についても規律するなどしている。同規定については、国内法制等に照らしどのように考えるべきか。

4 不動産に関する専属管轄(草案6条b)

- 草案6条bは、不動産に関する間接管轄の要件について、「判決が不動産の物的権利又は6か月以上の期間の不動産の賃借権についてのものであるときは、その不動産が判決国に所在する場合に限り、承認及び執行される。」と規定し、この点に関する直接管轄を定めた民事訴訟法第3条の5第2項と異なり、登記又は登録に関する訴え以外も専属的なものとしている。同規定については、国内法制等に照らしどのように考えるべきか。

5 その他

- その他の草案の規定において問題となりうる点や、判決の承認・執行に関する国際的なルールを作成する場合において問題となりうる点はあるか。

以上